

平成24年1月16日宣告 裁判所書記官 橋本拓也

平成23年(わ)第177号

判 決

本籍

住居

職業 市議会議員

圓谷年雄
生

上記の者に対する道路交通法違反被告事件について、当裁判所は、検察官別府正俊、私選弁護人安藤裕規（主任）各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役1年に処する。

この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、酒気を帯び、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、平成23年10月18日午後7時40分頃、福島県須賀川市梓衝字古館79番地1付近道路において、普通乗用自動車を運転した。

（証拠の標目）

〈括弧内の甲乙の番号は証拠等関係カードにおける検察官請求証拠の番号を示す。〉

被告人の当公判廷における供述

被告人の検察官（乙6）及び司法警察員（4通。乙2から5まで）に対する各供述調書

小田岩夫（甲5）、高木真弓（甲8）及び歌川瞳（甲9）の司法警察員に対する各供述調書

廣瀬吉彦（甲6）及び安藤聰（甲7）の検察官に対する各供述調書

司法警察員作成の捜査報告書（2通。甲1, 4），酒酔い鑑識カード（甲2）及び実況見分調書（2通。甲3, 10）
(法令の適用)

被告人の判示所為は、道路交通法117条の2第1号、65条1項に該当するところ、所定刑中懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で被告人を懲役1年に処し、情状により刑法25条1項を適用してこの裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予することとする。

(量刑上特に考慮した事情)

本件において、被告人は、同僚市議らと飲食店で相当量の酒を飲み、酒に酔っていることを認識していたにもかかわらず、自ら運転して帰宅しようと犯行に及んだものと認められる。このような、被告人が本件犯行に及んだ経緯は甚だ安易であつて、酌量の余地はない。被告人は、ダイエット中であつたため通常よりも酔つてしまつたことや、運転代行が来なかつたことなどを事情として挙げるが、自らの体調に応じて飲酒することはまさに被告人自身の責任であるし、運転代行についても、被告人が正しく駐車場所を伝えなかつた上、十分連絡を取り合うことなく早々に自ら運転を開始したことが認められるのであるから、結局これらの事情は被告人に有利に酌むべきものとは考えられない。

そして、本件犯行後の飲酒検知の結果、被告人の呼気1リットル中のアルコール分は0.71ミリグラムにも及んでおり、被告人は、ガードレールに衝突する事故を起こすなど、運転操作が適切にできないほど酔つていたことが認められるのであって、本件犯行の態様も悪質である。

加えて、被告人は現職の市議会議員という立場にあり、市民の代表として高い遵法精神が求められていたにもかかわらず酒酔い運転という故意犯に及んだことは強い非難に値するし、須賀川市民に与えた衝撃と失望は軽視できない。

これらの事情に照らせば、被告人の刑事責任は重い。

他方、被告人が公判廷で事実を素直に認め、反省の態度を示していること、今後

は二度と飲酒しないと約束していること、被告人に前科前歴がないことなど、被告人に有利に斟酌すべき事情も認められる。

そこで、以上の事情を総合的に考慮し、被告人に対しては、主文のとおりの刑に処した上、今回に限ってはその刑の執行を猶予することが相当と判断した。

(求刑 懲役 1年)

平成24年1月16日

福島地方裁判所郡山支部

裁判官

根崎修一



これは謄本である。

令和6年7月1日

福島地方検察庁郡山支部
検察事務官 樽 井

